平成２９年（フ）第６４号
佐賀県西松浦郡有田町泉山２丁目７番12号
破産者　金ヶ江洋史
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１０９号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13807番地２　コーラルＤ棟
破産者　小島　智子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４６７号
熊本県菊池市泗水町永2834番地60
破産者　黒崎香南子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４００号
鹿児島県鹿児島市鷹師１丁目１番地13　ＰＬＡＺＡビル301号
破産者　植山　優奈
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４４３号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目16番８―1002号
破産者　朝隈　雅美
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４４５号
鹿児島県鹿児島市三和町18番24―65号
破産者　田原　　弘
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１８３７号
北海道札幌市東区伏古１条３丁目２―６グランルーチェ201、開始決定時の住所札幌市東区北42条東17丁目１番17―302号
破産者　秋元友里絵（旧姓荒井）
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２号
岩手県奥州市前沢生母字北羽毛37番地
破産者　三浦　吉幸
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第５号
岩手県奥州市水沢字里鎗３番地　水沢レジデンス１号棟　110号室、旧住所盛岡市大館町２番24号
破産者　中村　正彌
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第５８１号
仙台市若林区中倉１丁目15番１―405号
破産者　鈴木　けい
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８３５号
仙台市若林区上飯田４丁目３番５号　ネオハウス大町５、従前の住所仙台市若林区六郷８番38号　ガーデンビレッジＣ201
破産者　齋藤　博子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８２号
仙台市青葉区落合３丁目18番２号　カサ・フェリス201、従前の住所仙台市青葉区栗生５丁目７―16
破産者　半澤作斗司
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
山形市春日町７番５号、前住所山形県天童市泉町１丁目５番10号　コーポマルマサ　２号
破産者　大場　　武
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３０号
山形県北村山郡大石田町大字大浦1514番地
破産者　菊地　　始
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１３０号
横浜市戸塚区影取町238番地８、開始決定時の住所横浜市南区中里３丁目１番18号
破産者　杉本　　隆
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１１号
川崎市高津区下野毛２―１―３　ハートフル川崎病院、住民票上の住所川崎市宮前区神木本町５丁目14番13号　コーポ高橋　202
破産者　篠原　謙介
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３０号
川崎市中原区中丸子1168番地
破産者　山本　　峡
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係